

建設発生土受入希望申請書

下記のとおり、建設発生土受け入れを希望したいので、申請します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守します。

七飯町長 中 宮 安 一 宛

平成 年 月 日

・ 申請者記入欄

フリガナ			明治
氏名	Ⓜ	生年月日	大正 年 月 日
住所	(〒 -)	電話番号	平成 年 月 日 - -
受入地の所在地			

(別紙)

「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」

- 1 申請者は別表1のいずれかに該当するものではありません。また、受入地は別表1のいずれにも該当しない者が所有する土地です。
- 2 1の事項に関して、町が関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議を申し出ません。
- 3 受入地は、廃棄物が不法に投棄されていない土地です。
- 4 町が受入地に立ち入り調査をすることを認めます。また、町から現地立会やヒアリングを求められた場合は対応します。
- 5 受入地に建設発生土を受け入れるにあたり法令による許認可等の手続きが必要な場合、各種許可書の写し等の提出が求められれば提出します。
- 6 建設発生土の受け入れを転売の目的といたしません。
- 7 建設発生土の受け入れに必要な関係法令等への対応は申請者が行います。
- 8 建設発生土の受け入れに伴う受入地の隣接土地所有者、周辺住民、利害関係者等からの苦情については、申請者が対応します。
- 9 申請者は、建設発生土の受け入れ期間中は、受入地に係る土砂の搬出、搬入は行いません（搬入された土量の検収を妨げない場合は除く）。
- 10 受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、受入地の登録を取り消されても、異議を申し出ません。
- 11 申請内容に変更が生じた場合や申請を取りやめる場合は、すみやかに申し出て定められた手続きをとります。
- 12 申請者は、建設発生土の受入地への搬入が円滑になされるよう協力します。
- 13 建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて申請者の責任で行います。
- 14 建設発生土の対価もしくは残土処理料などの金銭のやり取りは一切発生しません。
- 15 上記事項を守らないことを理由に、町が建設発生土の搬入をしなくなっても、一切の意義は申し出ません。

申請者 署名

㊞

別表 1

(1) 自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者
(2) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
(3) 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(4) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者